

第 118 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から午後 1 時 45 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （14 人）

- | | | |
|------|----|--------|
| 1 番 | 宮本 | 平 |
| 2 番 | 岡崎 | 裕一 |
| 3 番 | 大谷 | 正樹 |
| 4 番 | 沖村 | 和哉 |
| 5 番 | 角井 | 雅之 |
| 6 番 | 小柳 | 貴史 |
| 7 番 | 袴田 | 光夫 |
| 8 番 | 大内 | 清香 |
| 9 番 | 岡村 | 淳史 |
| 10 番 | 藤元 | 敬介 |
| 11 番 | 東谷 | 邦夫 |
| 12 番 | 沖 | 貴美枝 |
| 13 番 | 田中 | 豊文 |
| 14 番 | 廣岡 | 隆義（会長） |

4 欠席農業委員 （0 人）

5 出席農地利用最適化推進委員 （2 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長	それでは、只今より第 118 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 3 件、報告事項 3 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、農地利用最適化推進委員につきましては 2 名ご出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 10 番藤元委員と 11 番東谷委員によりしくお願いをしたいと思います。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、住居に近く、耕作に便利な申請地を譲り受け、営農の拡大を図りたい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 12 番沖委員、推進委員 2 番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
12 番	8 日の日に推進委員の村田さんと現地を見てきました。譲受人の方ともお会いし話を聞いてきました。以前は背の高い草も生えていてビニールハウスとかもあり荒れていたみたいですがすでに草も刈られていてビニールハウスなども撤去されていました。ここの畑はもともと田んぼで道に車を停める所もないので土をいれて車が入れるようにされていました。ブルーベリーやオリーブを植えたいと言われていて周りに民家もあるので農薬散布のことを聞いたのですがブルーベリーは無農薬でオリーブは根元にまくだけなのでそこは大丈夫だと思いますと言われていました。計画的にされているようなので問

題ないかと思います。

議長 続きまして推進委員 2 番村田委員。

2 番 (推進委員) 今、沖さんの方から話がありましたように何ら問題ないと思いましたが、前はビニールハウスなんかがあって結構残骸等があって大変だったようですが、後片付けももう少しだということなのであと土の投入とか草刈りさえすればですね、すぐに畑として利用できるという農地として再生されるものと思いますので、何ら問題ないと思うに至りました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、5 ページから 9 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、久賀総合支所から南東に約 1.1 km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町内に住所を有する個人で、自宅のそばの申請地を譲り受け、貸駐車場として利用する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後速やかに事業完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への

支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 6 番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。

6 番 先日福田推進委員と一緒に現地を確認してきました。譲受人の方と現地を確認しながら見たんですけどもとの譲渡人の方が以前にここを田んぼの状態から道とちょっと段差高さに差があったところを合わせるのに土をかなり盛っているような状態でしてそこが周りの水路や道路に雨が降って土が流れているような跡がありましたのでそこをちゃんと対策するような話をしてまいりました。基本的には問題はないかなとは思いますが。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請No.2 についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、9 ページから 13 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、橘総合支所から西に 705m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町内に住所を有する個人で、自身が所有し娘に貸し付けている宅地建物について、駐車スペースが不足しており、また、既設の物置についても家財道具等を格納するため、申請地を譲り受け、駐車場及び倉庫用地として利用する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供す

ることの確実性についてですが、許可後 2 カ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次 委員からその後の補足説明などがありましたらお願いをいたします。

11 番 本件状況を説明いたしますと 12 ページの地図を見てももらえればいいんですが申請地の方は寺とそれから周りが宅地で囲まれておりまして現在この土地荒れておりますけれども申請人が駐車場にしたいというようなところでありますがその土地の上に娘さんが住んでいましてそこに行くのに駐車場がないということでこの場所を駐車場にしたいという趣旨で今回申請されております。

議長 それでは國次委員。

12 番 (推進委員) この申請地の上に譲渡人の家もあったんですがそれはもう 10 年も前ぐらいですか、今の譲受人が譲り受けてその下側に今の申請地をもらおうということで別に問題ないと思われます。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程 3、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。棕野、内入にて 3 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 14 ページから 25 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いをいたします。以上をもちまして第 118 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議ご苦労様でございました。

上記は、令和7年8月15日開催の第118回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7年 9月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____